

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第125号

(令和4年10月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

高齢者を中心とした訪問購入のトラブルに注意！（1面）

消費者教育推進法の制定から10年！！（2面）

京都市の消費者教育の取組（3面）

10月は食品ロス削減月間です（4面）

**不要品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた！
高齢者を中心とした訪問購入のトラブルに注意！**

買取業者に自宅まで来てもらって物品を買い取ってもらう「訪問購入」に関する相談が、近年、全国の消費生活センターで増加傾向にあります。特に60歳以上の方からの相談が全体の7割を占めています。

このような消費者被害を防止するためには、地域全体での見守りが効果的です。今回、訪問購入に多いトラブル事例と注意点をまとめましたので、周囲で似たような状況の方を見掛けた場合には、消費生活総合センターをご案内ください！



最近の事例

- ・不要な家電製品を整理するため、買取業者に電話を掛けて来てもらったが、こちらが望んでいないにもかかわらず、業者が強引に貴金属も買い取ってしまった。返品してほしい。
- ・訪問買取業者の見積額が希望に合わなかったので断ったが帰ってもらえず、結局ブランド物のバッグを売却してしまった。クーリング・オフの方法を教えてください。
- ・突然、不要なアクセサリを買い取ると言って業者が訪問してきた。50点以上の指輪やネックレス等を安価で買い取られたが、返してほしい。

アドバイス



- 1 いきなり訪問してきた購入業者には対応しない。
◆購入業者が、消費者宅を突然訪問して契約の勧誘をすることは禁止されています。
- 2 事前に取り扱を承諾した物品以外は売らない。
◆消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について、購入業者が買取りの勧誘をすることは禁止されています。
◆購入業者に対して、売却した物品の種類や特徴、価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。
- 3 売却の契約後、8日間は物品を引き渡す必要はありません。
◆クーリング・オフ期間中（法律で定められた書面の交付から8日間以内）は、物品の引渡しを拒むことができます。
- 4 安易に貴金属を見せない、触らせない。

国民生活センターホームページから抜粋・加工

消費者教育推進法の制定から10年！！ 京都市の消費者教育の取組を紹介します！

平成24年8月に、消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）が成立してから、今年で10年となります。

この法律によって、消費者教育の定義や行政・消費者団体・事業者の役割が明確になり、SDGs（持続可能な開発目標）への関心の高まりも追い風となって、全国で消費者教育が総合的かつ一体的に推進されてきました。

今回、改めて、消費者教育の理念をお伝えするとともに、京都市消費生活総合センターが進めてきた消費者教育の取組を紹介します！

<消費者教育に関する基本理念>

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付ける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるための積極的支援
- ・消費者特性へ配慮し、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進
- ・消費者教育を推進する多様な主体間の連携など

消費者教育

消費者の自立を支援するために
行われる消費生活に関する教育・啓発

私たちは、商品・サービスを「消費」して、生活しています。

消費者は、時代や社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に着けることが必要です。

それをサポートするのが、「消費者教育」です。

消費者市民社会

消費者が公正かつ持続可能な社会の
形成に積極的に参画する社会

自分の消費行動が、周りの人々や、将来生まれる人々の状況、社会経済情勢や地球環境に与える影響を自覚して、行動する人を「消費者市民」と言います。

私たち一人一人が「消費者市民」となって、社会の発展と社会的課題に積極的に参加する社会が、「消費者市民社会」です。

キーワード

つまり、

持続可能な社会を目指すうえで、「一人一人の消費者が、自分のことだけでなく、社会や環境、未来のこと考え、行動すること」が求められており、それを手助けするのが「消費者教育」です。

<学習指導要領における消費者教育の充実>

令和2年度から順次実施されている小中学校・高等学校の学習指導要領においても、「新たに取り組むこと、これからも重視すること」として、プログラミング教育や主権者教育、外国語教育などと並んで、消費者教育が挙げられています。

消費者教育

自立した消費者を育むため、
買物の仕組みや
消費者の役割などに
ついて学習します。

京都市の消費者教育の取組

京都市では、消費者市民社会の一員として行動する消費者の育成を目指し、教育機関や消費者団体、事業者などと連携し、消費者教育教材の開発や啓発活動を推進しています！！

生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実



WEBコンテンツ「買い物について考えよう ～エコバッグがほしい!～」

エコバッグの買物を例に、消費行動を体験することができます。

小学校の「買い物の仕組み」や「消費者の役割」に関する学習等で活用されています！

当センターのホームページで体験していただけますので、是非ご利用ください！！



大学における消費生活講座の実施

大学のまち京都の特性をいかし、消費者問題に関する講座を同志社大学や佛教大学などで開講中！



各種啓発事業の実施

暮らしに役立つ情報に関するセミナーや、悪質商法の手口と対策などについての出前講座を開催！

より多くの方へ、消費者教育を受ける機会を提供しています！

エシカル消費(倫理的消費)※の普及促進

※エシカル消費（倫理的消費）
人や社会、環境、地域に配慮した消費行動



ホームページ「みんなで、みんなに、いい消費」

「エシカル消費」や幅広い社会的課題について、考えるきっかけとなる情報を発信中！！



京都生活協同組合との「エシカル消費」普及促進に係る連携協定」締結（令和4年1月）

消費者教育には、商品・サービスを提供する企業の協力が欠かせません。

消費者市民社会の実現に向け、それぞれの立場をいかした取組を連携して進めていきます！！



以上の取組のほか、消費者教育の担い手である教員向けの研修や、高齢者等を見守る福祉分野との連携など、消費者教育の充実に向けた様々な取組を進めています。

また、ご家庭でも、食べ物の生産地を調べたり、親子で家計簿をつけてみたりするなど、実践できることがたくさんあります。近年は、企業も持続的な社会に向けた活動を積極的に情報発信していますので、気になる企業のホームページを是非チェックしてみてください！

10月は食品ロス削減月間です

期限切れによる廃棄や料理の食べ残しなど、本来食べられる食品が捨てられてしまう「食品ロス」。京都市では年間約5.5万トン（令和3年度）発生しており、その約半分を手つかずの食品が占めています。また、食品ロスとなる食品の購入費とそのごみ処理費用は、4人世帯で1か月当たり約5千円になるという試算もあります。

食品ロス削減は、限りある資源を大切に、環境負荷を減らす消費行動であり、家計の節約にもつながります。食品ロスを減らす次の3つのコツを意識して、「エシカル消費」で地球にも家計にもやさしい暮らしを目指しましょう。

食品ロスを減らすための3つのコツ

1 買いすぎない

家にある食品と照らし合わせて、また、食べる予定を考えて、必要分だけ買いましょう。スマートフォンで冷蔵庫の中を撮影しておくことも効果的です。また、「てまえどり」を心掛けましょう。



2 作りすぎない

体調や家族の予定などを考えて、作りすぎないようにし、作った料理は、早めにおいしく食べきりましょう。料理が残ってしまったら、リメイク料理も試してみてください。

てまえどりの
あとは、
だんどりよく
使いきろう！



3 見える化しよう

上手に保存しても、使いきれないともったいない！！
冷蔵庫や食品棚を見える化すれば、探す時間も節約できます。

食品ロス削減応援サイトを開設しました！！

食品ロスは「もったいない」と思うけど、減らすにはどうすれば？そんな方のために、WEBサイトで、「お財布（家計）」、「スーパー」、「冷蔵庫」などのテーマごとに「もったいない」を減らすための知恵や工夫を楽しく紹介しています。是非ご覧ください！！

詳しくは

京都市フードロスチャレンジ



〔編集後記〕

皆さん、コンポストをご存じですか。野菜くずや食べ残しを、土中の微生物の力で分解して作った堆肥のことで、段ボールなどで手軽に始めることができます。ごみの燃焼効率化につながる環境にやさしい取組ですが、私を感じる一番のメリットは、ごみ箱の不快感においがなくなったこと。是非チャレンジしてみてください。

京都市消費生活総合センター

075-366-1319（消費生活相談専用）

075-366-1316（多重債務相談専用）

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く。）

午前9時～午後5時

ホームページ
二次元コード



*土・日・祝・休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 075-811-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

令和4年10月発行 京都市印刷物第044513号
京都市文化市民局くらし安全推進部
消費生活総合センター